2020年5月22日 東海エレクトロニクス株式会社

緊急事態宣言解除に伴う対応に関するお知らせ(変更)

このたび、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および感染拡大で生活に影響を 受けられている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

弊社では、新型コロナウイルス感染症拡大に対し日本政府が緊急事態宣言を発出したことを受け、在宅勤務を基本とした対策を行ってまいりました。5月21日に政府は大阪府を含む近畿3府県を対象地域から解除したため、改めて対策の見直しを行い、次のとおりとします。引続いて感染防止のため、慎重な対応を図ってまいります。

〈体制〉

- ・新たに緊急事態宣言が解除された地域の拠点(大阪支店)を加え、再度在宅勤務の体制 を見直します。
- (1) 本社、名古屋支店、小牧支店、刈谷支店、大阪支店においては、在宅勤務体制の 一部見直しを行いますが、5月29日まで三密回避による感染対策を継続します。 6月からの勤務体制は、状況を確認して対応する予定です。
- (2) 松本支店、三島支店は、5月18日から通常どおりの出勤体制としております。
- ・緊急事態宣言が継続される地域の拠点(東京支店、熊谷支店)は、原則、在宅勤務の 体制を維持します。
- ・引続き、社外の方との会議や打ち合せなどについては、安全に注意し、日程調整、もしくは、代替手段 (メール・電話・リモート会議) による実施にて対応させて頂きます。
- ・なお、緊急性の高い場合で、お客さまよりご要請がある場合には、勤務体制にかかわらず、感染防止策、及び社員の安全が確保されることを確認して対応いたします。

お客さま・お取引先の皆さまには、ご不便・ご迷惑をおかけすることになりますが、何卒 ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上